

## 一般社団法人日本医学教育評価機構定款施行細則第 1 号会員規則

### (目的)

第 1 条 この規則は、一般社団法人 日本医学教育評価機構（以下「本法人」という。）定款第 5 条並びに第 6 条に基づいて、本法人の会員の入会に関する事項を定める。

### (資格)

第 2 条 正会員は、全国国公立の医学部長（医学群長、医学類長等を含む）、医科大学長、医科大学校長及び医師の育成を支援する下記の団体の代表者であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

- ① 公益社団法人 日本医師会
- ② 一般社団法人 日本医学会連合
- ③ 一般社団法人 日本医学教育学会

2 賛助会員は、この法人の事業を賛助する団体であって、所定の入会申請を行い、理事会においてその入会が承認されなければならない。

### (入会手続き)

第 3 条 入会を希望するものは、入会申請書に必要事項を記載し、提出しなければならない。

- 2 受理した入会申請書は本法人で保管するものとする。
- 3 入会が承認された会員には理事長名で会員承諾書（発刊番号付）を発行する。

### (退会)

第 4 条 正会員及び賛助会員が本法人から任意に退会しようとするときは、退会を希望する 3 か月前までに、本法人理事長宛てに退会届を提出しなければならない。

### (会費)

第 5 条 正会員及び賛助会員は、それぞれ会費を期日までに納入しなければならない。

- 2 前項の会費は年会費とし、期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。但し、事業年度途中に入会した場合でも会費の月割りは行わず、第 3 項または第 4 項に定める金額を納入するものとする。
- 3 正会員の会費は入会費 50 万円、年間会費を 100 万円とする。
- 4 賛助会員の会費は一口 10 万円、一口以上とする。
- 5 納入済みの会費は特段の理由がない限り、返還しない。

(変更)

第6条 この規則は、社員総会の決議により変更することができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 12 月 11 日から施行する。ただし第 5 条第 3 項の年間会費については、この規定にかかわらず平成 29 年度までは 70 万円とする。